（負担調整基準率）

第三条　平成三十一年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十三・六一四とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　平成三十一年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の五十・〇四三九五とする。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十二条第三項及び第十三条第三項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十条第三項及び第十一条第三項並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十九年度の確定負担調整基準額）

第九条　平成二十九年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める額は、三万九千三百四十八円とする。

附則に次の一条を加える。

（平成三十一年度の概算負担調整基準額）

第十二条　平成三十一年度の法附則第十三条第三項に規定する政令で定める額は、七万二千百十五円とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（平成二十九年度の確定負担調整基準額）

第七条　平成二十九年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める額は、三万九千三百四十八円とする。

附則に次の一条を加える。

（平成三十一年度の概算負担調整基準額）

第十条　平成三十一年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める額は、七万二千百十五円とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（平成三十一年度の補正後第二号被保険者見込数等の算定への平成二十九年度及び平成三十年度の算定方法の準用）

第二条　介護保険法（以下「法」という。）附則第十一条第八項の規定は、法附則第十三条第五項に規定する補正後第二号被保険者見込数の算定について準用する。この場合において、法附則第十一条第八項中「年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

第三条　法附則第十二条第八項の規定は、法附則第十四条第五項に規定する補正後第二号被保険者数の算定について準用する。この場合において、法附則第十二条第八項中「年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

第四条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）附則第九条第八項の規定は、平成十八年旧介護保険法附則第十一条第五項に規定する補正後第二号被保険者見込数の算定について準用する。この場合において、平成十八年旧介護保険法附則第九条第八項中「年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

第五条　平成十八年旧介護保険法附則第十条第八項の規定は、平成十八年旧介護保険法附則第十二条第五項に規定する補正後第二号被保険者数の算定について準用する。この場合において、平成十八年旧介護保険法附則第十条第八項中「年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第四十四号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

総務大臣　石田　真敏